記 者 発 表 資 料 平成 20 年 3 月 19 日 まちづくり調整局 違反対策課長 久松義明 電話: 671-3855

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

市街化調整区域の複数の違反建築物に対して 除却命令を発令しました

~プレハブ等の建築物が無許可で乱立する2箇所の有姿分譲地*~

横浜市内の市街化調整区域の2箇所の有姿分譲地に、工事停止の指導を無視し続け工事を完了した建築物及び事務所として使用している建築物で、都市計画法第43条に基づく許可を受けず建築している2件の違反建築物の建築主に対して、本日、都市計画法第81条第1項に基づき、建築物の除却命令を発令しました。

また、都市計画法第81条第3項に基づく標識を、現地に設置しました。

※有姿分譲地:主に市街化調整区域内で建築以外の、資材置き場や家庭菜園など の土地利用を目的として、区画して分譲されたもの。

1 建築物の概要

(2)神奈川区羽沢町

建	築	;	場	所	神奈川区羽沢町 1114番の 22
構				造	鉄骨造
棟				数	3 棟
階				数	2階:1棟、1階:2棟
延	~		面	積	約 60 m²
用				途	事務所、倉庫
命	令	発	令	日	平成 20 年 3 月 19 日
命令の履行期限				限	平成 20 年 6 月 30 日

2 今後の対応

都市計画法第 81 条第 3 項の規定に基づき、当該命令を発令した旨を、 市報に登載するとともに、命令の履行を強く求めてまいります。

なお、期限までに命令が履行されない場合は、行政代執行法の手続き や、刑事告発などの措置を検討してまいります。

3 これまでの経緯

(2) 神奈川区羽沢町

H19.2.21	現場調査、違反建築物を確認							
H19.2.22	呼出通知書を送付							
H19.3.2	事情聴取、是正指導							
H19.4.13	是正勧告書を送付							
H19.4.26	事情聴取、是正指導							
H19. 6. 11	再是正勧告書を送付							
H19.6.27	事情聴取、是正指導							
H19.8.3	電話にて事情聴取、是正指導							
H19.9.10	電話にて事情聴取、是正指導							
Н19.10.3	電話にて事情聴取、是正指導							
H19.12.5	再々是正勧告書を送付	A Transition						
H19.12.18	事情聴取、是正指導	AH.						
H20.2.29	弁明の通知を送付							
H20.3.5	弁明の通知の写しを投函							
H20.3.14	弁明の機会の付与							

く参考>

都市計画法

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

- 第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。
 - 一都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の 変更又は第一種特定工作物の新設
 - 三 仮設建築物の新築
 - 四 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
 - 五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 前項の規定による許可の基準は、第 33 条及び第 34 条に規定する開発許可の基準 の例に準じて、政令で定める。
- 3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該 国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項 の許可があつたものとみなす。

(監督処分等)

- 第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは 工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは 工作物等を使用する権利を取得した者
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づ く処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又 は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

- 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、第1項の規定による命令を した場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨 を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。